

# 告 示

## 埼玉県告示第五百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 施行者の名称

東松山市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画道路事業三・四・三十一号 松高前通線

東松山都市計画道路事業三・五・十五号 中央通線

### 三 事業施行期間

平成三十年五月十八日から平成三十五年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### イ 収用の部分

埼玉県東松山市松葉町一丁目、三丁目地内及び箭弓町三丁目地内

#### ロ 使用の部分

埼玉県東松山市松葉町一丁目地内